第2416号

平成24年8月31日 第2416号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目次 ■

告 示

○県議会定例会の招集(463・財政課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
○介護保険法による介護サービス情報の公表における指定調査機関の指定(464・長寿社会課)	• 1
○種畜証明書の返納の通報(465・畜産振興課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
○都市計画の変更による送付図書の縦覧(466、467・都市計画課)	. 2
○市街地再開発組合の理事長の氏名等の届出(468・建築住宅課)	. 2
○建設業の許可の取消し(469・秋田地域振興局総務企画部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
○道路の供用開始(470・由利地域振興局建設部)	. 2
公告	
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総合防災課)	. 3
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活力創造課)	. 5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活力創造課)	. 5
○土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を適当とする旨の決定(秋田地域振興局農林部)	. 5

告示

秋田県告示第463号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第102条第 2 項の規定に基づき、平成24年 9 月 7 日に、秋田県議会定例会を秋田市に招集する。

平成24年8月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第464号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の36第1項の規定により、次のとおり指定調査機関を指定したので、同法施行令第37条の4第1項の規定に基づき、公示する。

平成24年8月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

指定調査機関の住所及び名称	調査事務を行う事務所の所在地	指定年月日	
秋田市御所野下堤五丁目1番1号 公益財団法人秋田県長寿社会振興財団	秋田市御所野下堤五丁目1番1号	平成24年8月1日	

秋田県告示第465号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、次のとおり種畜証明書の返納があった旨農林 水産大臣臨時代理から通報があったので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

平成24年8月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

種畜証明書	夕 前	品種	生年月日	等級	华如	細差老の仕託氏々
番号	名 前	品 種	産 地		飼養者の住所氏名	
10202552214	博光重	肉用牛	H19.4.1	1 %	秋田県秋田市中通六丁目7-9	
10203552214	(日あ繁殖163)	褐毛和種	熊本県山鹿市	1級	秋田県畜産農業協同組合	

秋田県告示第466号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、大仙市長から 都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第12条の規定に基づき、 次のとおり公告する。

平成24年8月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき図書

大曲都市計画火葬場(2号大曲仙北広域市町村圏組合中央斎場)の変更の総括図、計画図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

秋田県告示第467号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、大仙市長から 都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第12条の規定に基づき、 次のとおり公告する。

平成24年8月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき図書

大曲都市計画下水道(大仙市公共下水道)の変更の総括図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

秋田県告示第468号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第28条第1項の規定により、横手駅東口第一地区市街地再開発組合から理事長 の氏名等の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 理事長の氏名 齋 藤 善 一
- 2 理事長の住所 横手市前郷二番町4番10号

秋田県告示第469号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第 29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成24年8月22日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社菅原組

秋田市寺内高野1番8号

代表取締役 菅 原 正 之

秋田県知事許可(般-20)第80583号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業 に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成24年8月20日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工 事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第470号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。 平成24年8月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
県 道	小出金浦線	にかほ市金浦字長倉谷地223番地先から字山の田351番地先ま	

- 2 供用開始の期日 平成24年8月31日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年8月31日から同年9月13日まで

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により、公告する。

平成24年8月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
- (1) 委託名

衛星通信ネットワークシステム点検整備委託

(2) 委託場所

秋田市山王三丁目1番1号 県庁第二庁舎(統制局) 他100か所

(3) 委託内容

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

契約締結の日から平成25年2月28日

(5) 入札の方法

本委託は、資料の提出、入札の手続を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えるものとする。紙入札の承諾に関しては、秋田県総務部総合防災課計画・情報班に承諾願を提出するものとする。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置を入札参加資格確認申請期限の日から当該委託の入札の日までの間受けていないこと。
- (3) 本委託の特性から以下の事項を満たすものであること。

ア 点検実施の際、技術者は県庁第二庁舎(統制局)に常駐可能なこと。

- イ 不慮の障害にも迅速に対応可能となるよう、通信機器の製造メーカーであること。
- ウ 都道府県の同様のシステムの点検実績があること。
- 3 入札手続等
- (1) 担当部局

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県総務部総合防災課計画・情報班 電話018-860-4567

(2) 契約条項を示す場所

(1)に掲げる場所

(3) 入札説明書の配布期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムの入札情報サービスにより配布する。

配布期間は平成24年8月31日(金)午前9時から同年9月10日(月)午後3時までとする(サーバー停止時間を除く。)。

ただし、上記配布方法による入手ができない場合は、あらかじめ(1)に掲げる担当部局に連絡を行った上で、次に掲げる期間、場所にて配布する。

ア 配布期間

平成24年8月31日(金)から同年9月10日(月)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時

まで(最終日は午後3時まで)。

イ 配布場所

(1)に掲げる担当部局

(4) 競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資 料」という。)の提出期間、場所及び方法

電子入札システムにより提出する場合は、平成24年8月31日(金)午前9時から同年9月10日(月)午後3時ま でに行うこと(サーバー停止時間を除く。)。なお、申請書及び資格確認資料が、3メガバイトを超える場合の提 出方法については、入札説明書による。また、発注者の承諾を得て持参する場合は、平成24年8月31日(金)から 同年9月10日(月)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(最終日は午後3時まで)の 間に(1)に掲げる担当部局に持参すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送 すること。

- ア 電子入札システムにより提出する場合は、平成24年9月11日(火)午前9時から同月18日(火)午後4時まで (サーバー停止時間を除く。)。
- イ 紙により持参の場合は、平成24年9月19日(水)午前10時。秋田県総務部総合防災課計画・情報班まで持参す ること。
- ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札書の受領期限は、平成24年9月18日(火)午後4時。郵送先は、秋田県 総務部総合防災課計画・情報班とする。

開札は、平成24年9月19日(水)午前10時から秋田県総務部総合防災課にて行う。

4 その他

(1) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金 額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消 費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する 金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。)第166条各号に掲げる入札又は申請書若 しくは資料に虚偽の記載をした者の入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべ き者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる とき、又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当である と認められるときには、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札し た者を落札者とすることがある。

(4) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

規則第160条及び第161条の規定するところによる。ただし、規則第162条各号のいずれかに該当する場合は、 免除する。

イ 契約保証金

規則第177条及び第179条に規定するところによる。ただし、規則第178条各号のいずれかに該当する場合は、 免除する。

- (5) 手続きにおける交渉の有無 無
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口
 - 3(1)に掲げる部局
- (9) その他

その他詳細は、入札説明書による。

5 概要

Summary

1 Subject matter of contract: Maintenance Service for a satellite communications network of

Lascom

- 2 Time-limit for the Submission of application forms and relevant documents for the qualification: 3:00P.M. 10 September 2012
- 3 The date and time for the submission of tenders: 10:00A.M. 19 September 2012
- 4 Contact point for the notice: Disaster Prevention Division, Akita Prefectural Government, 3-1-1 Sannou, Akita City, Akita Prefecture 010-8572, TEL018-860-4567

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 申請のあった年月日
 平成24年8月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人 秋田げんき情報 かがやき
- 3 代表者の氏名

大 友 康 二

4 主たる事務所の所在地 秋田県大仙市神宮寺字荒屋17番地 4

5 定款に記載された目的

この法人は、県民に対して、生涯野球を中心としたスポーツの記録整理・保管、情報提供等に関する事業を行い、 県民の健康増進を推進し、さらには、ボランティア精神の高揚と社会環境の向上を図り、環境保全思想の普及や社会 教育・高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 申請のあった年月日 平成24年8月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 福祉バンク大館
- 3 代表者の氏名

櫻 田 玲 子

4 主たる事務所の所在地 秋田県大館市字三の丸103番地 4

5 定款に記載された目的

この法人は、大館市に在住する人に対して、各人のライフスタイルの中で、労働、時間に余裕のある時にボランティア活動を行い、自分や家族が困った時に手助けを受けるという、会員相互の労力や心の互助活動事業を行い、社会全般の福祉の向上に寄与することを目的とする。

- 6 定款の変更内容
 - (1) 特定非営利活動の種類
 - (2) 事業
 - (3) 除名
 - (4) 総会での表決権等
 - (5) 理事会での表決権等
 - (6) 残余財産の帰属

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、八郎潟西部干 拓地区土地改良区からなされた土地改良事業(維持管理)計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年8月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業 (維持管理) 計画書及び定款の写し
- 2 縦覧期間 平成24年8月31日から同年9月28日まで
- 3 縦覧場所 男鹿市役所

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号 電話 018-860-1078 (総務部広報広聴課)